

## 大津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月17日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

### 1 監査の期間

令和2年4月1日から同年9月30日まで

### 2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

企業局ほか3部局（別表のとおり）

### 3 監査の結果

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査については、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取し、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、大津市監査基準に準拠して監査した結果、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

以下の項目については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

補助金交付事務の適正な執行について（企業局技術部お客様設備課）

住民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、既設のくみ取り便所等を水洗便所に改造しようとする場合にその資金調達が困難な者に対し、当該改造に要する費用の一部を補助している。令和元年度に実施された8件の補助事業に係る補助金交付事務において、大津市水洗便所改造費補助金交付要綱第8条第1項において「補助事業者は、交付決定の日から1か月以内に補助工事を完了しなければならない。」と規定されているが、遵守されていない事案及び補助対象とならない便器・便座の更新を補助対象とする事案がそれぞれ複数確認された。

また、排水設備計画を確認した上、工事の許可を行ったにもかかわらず、事務処理の遅れにより補助金の交付決定が遅れ、交付決定通知前に当該許可に基づき工事に着手された事案や、所属内の工事検査担当者に確認することなく、工事検査前に補助事業の完了を認めた事案など、不適正な事務処理が行われていた。

これらは、事務担当者及び決裁権者が当該交付要綱の理解が不十分なまま事務処理していることによると考えられる。

については、補助金交付事務における書類の審査等の事務処理について改善を図り、適正な事務の執行に努められたい。

## 別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
企業局	
施設部維持管理課	令和2年7月3日
企業総務部契約管財課	令和2年7月3日
技術部水道ガス改良課	令和2年7月3日
施設部浄水管理センター浄水施設課	令和2年7月3日
施設部浄水管理センター水質管理課	令和2年7月3日
技術部お客様設備課	令和2年7月3日
企業総務部経営経理課	令和2年7月3日
政策調整部	
広報課	令和2年8月4日
情報システム課（イノベーションラボ）	令和2年8月4日
市政情報課	令和2年8月4日
産業観光部	
商工労働政策課（地域ビジネス支援室）	令和2年9月2日

農林水産課  
市民部  
自治協働課（協働のまちづくり推進室、市民相談室、滋賀里交流センター）

令和2年9月2日

令和2年9月2日